

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について

公示日 平成 27 年 4 月 1 日
旭市告示第 64 号

〔改正〕
平成 27 年 5 月 1 日 旭市告示第 98 号
令和 6 年 8 月 1 日 旭市告示第 109 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、関係図面は環境課において閲覧に供する。

時間区分 区域区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

- 備考
- 1 第 1 種区域、第 2 種区域に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律（平成１８年法律第７７号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲おおむね５０メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から５デシベルを減じた値を基準値とする。

２ 第１種区域、第２種区域の区分は、次の表のとおりとする。

第１種区域	第１種中高層住居専用地域、第１種住居地域及び第２種住居地域
第２種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

備考

第１種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域とは、平成２７年４月１日現在において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の規定により定められた地域をいう。